

(議院運営委員会)

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第七号)(衆議院提出)

## 要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、平成十九年十二月期の勤勉手当の支給割合を一般職の職員に準じて改定すること。
- 二、平成二十年度以後の勤勉手当の支給割合を一般職の職員に準じて改定すること。
- 三、この法律は、公布の日から施行すること。ただし、二は平成二十年四月一日から施行すること。